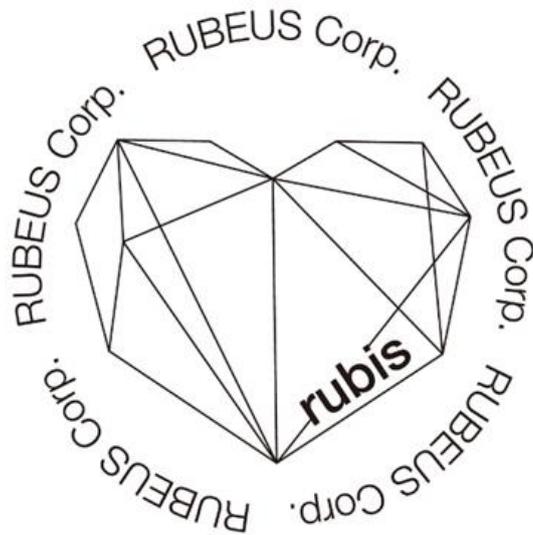


ルビス訪問介護ステーション

重要事項説明書



株式会社 ルベウス

ルビス訪問介護ステーション

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
指定事業所番号 第 0471302380 号

当事業所はご利用者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1 事業者

法人名	株式会社ルベウス
法人所在地	宮城県栗原市築館伊豆3丁目1-27
連絡先	0228-24-8425
代表者氏名	代表取締役 高橋 伸明

2 事業所の概要

事業の目的	株式会社ルベウスが行う指定訪問介護事業の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定訪問介護を提供することを目的とする。
事業所の名称	ルビス訪問介護ステーション
事業所の所在地	宮城県栗原市築館伊豆2丁目5-38
連絡先	0228-24-8425
運営方針	ご利用者様の意思及び人格を尊重し、利用者のためのサービス提供を行います。
設立年月	令和 4 年 12 月 1 日

3 職員の体制

当事業所では、ご利用者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> 令和 5 年 7 月 1 日 現在

職 種	人 数	勤 務 形 態
管理者	1 名	常勤 1 名
サービス提供責任者	2 名	常勤 2 名 非常勤 0 名
訪問介護員	15 名	常勤 13 名、非常勤 2 名
		(管理者サ責含め常勤換算2.5人以上)

4 事業実施地域及び営業時間

通常の事業実施地域	栗原市・登米市・大崎市・一関市
事務所の営業日・営業時間	月曜～土曜 8：30～17：30
サービス提供日・時間	365日 24時間対応可能

5 当事業所が提供するサービス内容・料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス ※介護保険法に定められるサービス

身体介護	排泄、食事、入浴、清拭、衣類着脱、洗面、体位変換、移動・移乗介助、外出介助、起床及び就寝介助、服薬介助、自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助（自立支援、ADL・IADL・QOL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）
生活支援	調理、洗濯、掃除、買い物、衣類の入れ替え、その他

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス

利用料金	介護保険の給付限度額を超えた部分にかかるサービスは全額自己負担となります。
交通費等	利用者が通常の事業実施地域以外の遠隔地におられる場合は交通費の実費をいただく場合があります。該当される方は詳細を説明させていただき納得の上利用していただきます。

(3) 利用料金は『ルビス訪問介護ステーション 利用料金表』参照

(4) 利用料金のお支払い方法

- ・前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月分をまとめて請求させていただきます。
- ・支払方法：金融機関口座からの自動振替となります。
- ・支払日：サービス提供月の翌月26日前後に振替口座より引き落とさせていただきます。

(5) 利用の中止、変更、追加

- ・利用予定日の前に、ご利用者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくはサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日15時までに事業者申し出て下さい。
- ・利用予定日の前日までに申し出がなく、利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日午後15時までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日午後15時までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の50%

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

6 サービス利用にあたっての留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービスの提供にあたっては、複数の訪問介護員が交代してサービスを提供します。

(2) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

利用者は「5 当事業所が提供するサービス内容」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。

但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な居室の備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

（３）サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

（４）訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は致しません。

- ① 医療行為又は医療補助行為
- ② ご利用者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
- ③ ご利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④ ご利用者もしくはその家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤ その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

（５）事故時の対応

事業所は、利用者に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかに必要な処置を講じます。

7. 苦情の受付について

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は全職員が受け付けますが、苦情受け付け窓口も設けてあります。

苦情受付窓口	ルビス訪問介護ステーション	電話：0228-24-8425
担当者	管理者 九鬼 達也	

(2) 当事業所以外の苦情受付機関

宮城県国民健康保険団体連合会	ご利用時間 平日8:30～17:15 電話番号 022-222-7077
栗原市 市民生活部 介護福祉課	ご利用時間 平日8:30～17:15 電話番号 0228-22-1350
大崎市北部保険事務所 高齢者支援班	ご利用時間 平日8:30～17:15 電話番号 0229-91-0713
登米市 福祉事務所 長寿介護課	ご利用時間 平日 8:30～17:15 電話番号 0220-58-5551
一関市 保健福祉部 長寿社会課	ご利用時間 平日 8:30～17:15 電話番号 0191-21-8370

7. 第三者による調査の実施状況

実施あり・実施なし

実施ありの場合	
直近実施日	
実施機関の名称	
評価結果の開示状況	

ルビス訪問介護ステーション 個人情報使用同意書

私（利用者）、及びその家族の個人情報については、以下に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

- ・居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議及び介護支援専門員との連絡調整等において必要な場合
- ・利用者が自らの意思によって介護保険施設に入所されることに伴う必要最小限度の情報の提供
- ・在宅療養をサポートする病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護事業所その他の関係者と連携を図るため、医療従事者や介護従事者その他の関係者が共有すべき介護情報を含む個人情報の提供
- ・家族等への心身の状態等の情報提供
- ・行政、審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答等
- ・業務委託業者の業務遂行に関する情報の提供
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への必要な情報の提供

2 使用する事業者の範囲

利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者

3 使用する期間

契約で定める期間

4 条件

- ・個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと
- ・個人情報を使用した会議においては、出席者、議事内容等を記録しておくこと

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、利用者と事業者が各1通を保有するものとします。

事業者	
当事業者は、居宅サービス事業者として利用者の申し込みを受諾し、この契約に定める各種サービスを誠実に責任を持って行います	
法人名	株式会社 ルベウス
法人住所	宮城県栗原市築館伊豆3丁目1-27
代表者名	代表取締役 高橋 伸明 ㊟
事業所名	ルビス訪問介護ステーション
事業所住所	宮城県栗原市築館伊豆2丁目5-38
連絡先	0228-24-8425
ご利用者様	
私は、以上の契約書、重要事項説明書、個人情報使用同意書の内容について説明を受け、内容を確認したうえで、訪問介護サービスの利用を申し込み、個人情報使用同意書に同意いたします。	
住所	
氏名	㊟
ご家族様等	
私は、以上の契約書、重要事項説明書、個人情報使用同意書の内容について説明を受け、内容を確認したうえで、訪問介護サービスの利用を申し込み、個人情報使用同意書に同意いたします。	
住所	
氏名	㊟
関係	
連絡先	
署名代行理由	<input type="checkbox"/> 書字困難 <input type="checkbox"/> その他

ルビス訪問介護ステーション 料金一覧表

令和6年4月1日

利用者の負担金額（1単位10円の利用者負担割合で計算）を徴収させていただきます。

サービス名	内 容 ※早朝・夜間 6:00-8:00・18:00-22:00 日中 8:00-18:00 深夜 22:00-6:00		自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
身体介護01	所要時間20分未満	日中	163	326	489
身体介護01・夜		早朝・夜間	204	408	612
身体介護01・深		深夜	245	490	735
身体介護1	所要時間20-30分未満	日中	244	488	732
身体介護1・夜		早朝・夜間	305	610	915
身体介護1・深		深夜	366	732	1,098
身体介護2	所要時間30-60分未満	日中	387	774	1,161
身体介護2・夜		早朝・夜間	484	968	1,510
身体介護2・深		深夜	581	1,162	1,743
初回加算(対象月のみ)	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回等に指定訪問介護を行った場合等の加算。		200	400	600
緊急時訪問加算	要望・必要により、居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合の加算。		100	200	300
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×13.7%		左記金額の負担割合証に応じた金額		
特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数×4.2%		左記金額の負担割合証に応じた金額		
訪問介護ベースアップ等支援加算	所定単位数×2.4%		左記金額の負担割合証に応じた金額		

※2人の介護スタッフで介護を行う場合は、100%加算となります。

※上記表に記載されているものは、主な項目ですが、上記以外のサービスがあった場合は、国で定められた単位数により料金請求させていただきます。